



資料2

# 森林施業計画変更認定書

認定番号 四森施 21 - 19  
(変1-23)

平成 23 年 6 月 27 日

大正町森林組合  
代表理事組合長 伊与木豊 様

四万十町長 高瀬 満伸



森林法第11条第1項の規定により、  
平成23年6月6日に請求のあった  
森林施業計画については、これを適当  
であると認める。

平成23年6月10日

## 森林施業計画（変更）認定請求書

四万十町長 高瀬 満伸 様

請求者 高知県高岡郡四万十町大正4  
大正町森林組合  
代表理事組合長 伊与木



別紙の森林施業計画書に下記の書類を添えて森林法第11条第1項の規定による認定の請求をします。

### 記

1 森林施業計画書の対象とする森林の所在、当該森林の施業に必要な林道の開設その他の林業生産の基盤の整備の状況及び公益的機能別施業森林の区域内の皆伐による伐採をする森林の区域（風害の防備のための森林その他の特に带状に残存すべき森林として市町村森林整備計画において定められている森林については、主伐として伐採をする森林の区域）を表示した図面

2 森林施業計画書の対象とする森林につき当該森林の森林所有者以外の者が当該森林施業計画を作成した場合におけるその者が権原に基づき森林の立木の使用又は収益をする者であることを証する書面

### 注意事項

- 1 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。
- 2 記の2は該当しない場合はその添付を要しない。

# 森林施業計画書(変更)

(共同)

自 平成22年2月22日  
平成23年6月27日  
至 平成27年2月21日

(注)

1. 共同して森林施業計画を作成した場合には(共同)と表題の次に記載するものとする。
2. 変更の場合には、表題の次に(変更)と、当該森林施業の計画期間の下に(変更後の森林施業計画に従って施業を開始しようとする日、平成〇年〇月〇日)と記載するものとし、以下の表の記載は、変更に係る部分について、変更前の計画にあっては黒書きとし、変更後の計画にあっては赤書きとする。
3. 災害その他やむを得ない理由により森林施業計画において定められている施業ができなかった場合又は当該森林施業計画において定められていない施業を行った場合にあっては、その事実の発生後の変更においてその事実を以下の表に記載する際には括弧を付して赤書きとする。

## 1 森林施業の実施に関する長期の方針

### (1) 森林施業の実施に関する基本方針

#### ア 資源の循環利用林

基本的に伐期をスギ35年、ヒノキ45年とし天然林は残存させる。伐採方法は、効率的な伐採・搬出ができるように皆伐とする。伐採後の更新については、人工造林とする際は適地適木をむねとし、スギ、ヒノキ主体に植栽を行うこととする。

なお、当該森林施業計画の始期における林齢が標準伐期齢を超えるもののうち、次分期以降に立木の伐採を予定している林分とその伐採時期については、当計画書の「2 森林の現況並びに伐採計画及び造林計画(1) 森林施業計画対象森林」の備考欄に記載している。

#### イ 水土保持林

高齢級の針広混交林を目指すため、基本的に人工林については非皆伐施業とし、天然林は残存させる。伐採方法は、主伐は択伐を主とし間伐については、保安林を除き、強度に行うこととする。伐採後の更新については、天然更新を主体とする。

#### ウ 森林と人との共生林

該当なし

#### (記載注意事項)

##### 1. 森林の区分

ア 資源の循環利用林とは、森林法施工規則(昭和26年農林省令第54号。以下規則という。)第9条の2第1号イに規定する公益的機能別施業森林の区域以外の区域内に存する森林をいう。

イ 水土保持林とは、規則第9条の2号第1号ロに規定する水源かん養機能等維持増進森林をいう。

ウ 森林と人との共生林とは、規則第9条の2号第1号ハに規定する環境保全機能等維持増進森林をいう。

2. アからウまでの区分ごとに、伐採、造林等の方法、伐期齢、育成する樹種、作業路網その他施設の整備など40年以上の期間に係る森林施業についての基本方針を記載する。

3. 資源の循環利用林であって、当該森林施業計画の始期における林齢が標準伐期齢を超えるものにつき、当森林施業計画の計画期間内に立木の伐採を計画せず、次分期以降に立木の伐採を予定する場合は、当該森林の立木の伐採を予定する時期等についても併せて記述する。

(2) 長期の伐採立木材積及び造林面積

区分	期 間	伐採立木材積 (m <sup>3</sup> )			造林面積 (ha)		
		主 伐	間 伐	計	主 伐	間 伐	計
資源循環利用林	I 分期	2,481	6,851	9,332	27.72	74.09	101.81
	II 分期	1,667	432	2,099	20.30	47.53	67.83
	III 分期	0	5,316	5,316	0	91.48	91.48
	IV 分期	0	848	848	0	16.18	16.18
	V 分期	2,480	8,229	10,709	27.72	74.09	101.81
	VI 分期	1,667	432	2,099	20.30	47.53	67.83
	VII 分期	0	5,316	5,316	0	91.48	91.48
	VIII 分期	0	848	848	0	16.18	16.18
	小 計	8,295	28,272	36,567	96.04	458.56	554.60
水土保全林	I 分期	0	72	72	0	1.10	1.10
	II 分期	0	4,030	4,030	0	59.11	59.11
	III 分期	0	1,252	1,252	0	23.18	23.18
	IV 分期	0	5,860	5,860	0	122.24	122.24
	V 分期	0	72	72	0	1.10	1.10
	VI 分期	0	4,030	4,030	0	59.11	59.11
	VII 分期	0	1,252	1,252	0	23.18	23.18
	VIII 分期	0	5,860	5,860	0	122.24	122.24
	小 計	0	22,428	22,428	0	411.26	411.26
森林と人との共生林	I 分期						
	II 分期						
	III 分期						
	IV 分期						
	V 分期						
	VI 分期						
	VII 分期						
	VIII 分期						
	小 計						

(記載注意事項)

1. 資源の循環利用林、水土保全林及び森林と人との共生林の区分ごとに、5年(分期)ごとに区分し、40年間について記載する。
2. 材積は、立方メートルを単位とし、小数第1位を四捨五入する。
3. 面積は、ヘクタールを単位とし、少数第2位にとどめ、第3位を四捨五入する。
4. 森林施業計画の対象とする森林の森林所有者が租税特別措置法(昭和32年法律

第26号)第70条の8(計画伐採にかかる相続税の延納の特例)の適用を受けようとする場合には、当該相続に係る森林について「森林施業に関する長期の方針」のうち当該延納の特例の適用期間についての年次別計画を記載すること。その際、森林と人との共生林の区域のうち特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林については特例の適用対象から除外されていることから、当該森林を年次別計画に含めないこと。

なお、水土保持林の区域のうち複層林施業を推進すべき森林又は長伐期施業を推進すべき森林として市町村森林整備計画において定められている森林に係る延納期間については40年以内、それ以外の森林に係る延納期間については20年以内とすることができることとされていることから、それぞれの森林の別に年次別計画を記載すること。

### (3) 森林施業の共同化に関する長期の方針

保育、間伐、主伐等を行う際は、森林所有者同士が話し合う機会を持ち、同一事業体に共同発注することにより、ロットを確保し、コストを下げることに努める。

作業道を設置する際は、施業時期が早いところを優先的に計画する。また、作業道の維持運営には森林所有者全員で協力する。また、計画を確実に実行するため、森林法第10条の11の8の施業実施協定を締結する。

#### (記載注意事項)

1. 共同して森林施業計画を作成する場合にのみ記載する。
2. 保育、間伐等のロットの確保並びに作業道、土場、作業場等の施設の効果的な設置及び維持運営による施業の効率化、森林施業の共同実施や林業事業者等への共同委託及びその推進に向けた合意形成など、森林施業の共同化に関する40年以上の期間に係る方針を記載する。

### (4) その他参考とすべき事項

特になし

#### (記載注意事項)

森林施業計画作成上、特に考慮した事項について記載する。

## 2 森林と現況並びに伐採計画及び造林計画

### (1) 森林施業計画対象森林

別紙のとおり



森林施業計画対象森林

認定請求者 大正町森林組合

no	所在場所(高岡郡四万十町)				森林所有者	森林の区分等		森林の現況							伐採計画				造林計画					備考				
	大字	字	地番	林班 小班	氏名	機能 別区分	施業 方法等	面積	人工林 天然林 の別	樹種ま たは林 相	樹高	林齢	立木 材積	年間成 長量	摘要	時期	主間 伐別	伐採方法		伐採 面積	伐採 立木 材積	時期	造林 方法		造林 樹種	造林 面積	植栽 本数	
																		皆伐択 伐等の別	その他									
1	大正	コビ穴	83林班は	83は		循		4.25	天	クヌギ		3	-	-														
2	下道	川平山	73林班ろ	73ろ		循		4.35	天	クヌギ		11	122	17														
3	大正中津川	小松尾山	28林班い	28い		水	長	5.30	人	クヌギ		29	541	16														
4	大正中津川	成川山	16林班い	16い		循		4.11	人	クヌギ		26	382	12														水源のかん養
5	大正中津川	奥成川山	17林班い	17い		循		8.51	人	クヌギ		25	766	26			24	主	皆		4.11	382						
6	下道	下栃谷山	72林班いろ	72いろ		循		5.13	人	クヌギ		25	462	15			22	主	皆		8.51	766						
7	下道	下栃谷山	72林班いろ	72いろ		循		1.51	人	クヌギ		25	136	5			25	主	皆		5.13	462						
8	大正中津川	奥成川山	17林班いへ	17いへ		循		8.46	人	クヌギ		24	736	34			26	主	皆		1.51	136						
9	木屋ヶ内	杉ノ尾山	12林班い	12い		循		6.55	人	クヌギ		24	570	26			23	主	皆		8.46	735						
10	大正中津川	奥成川山	17林班いり	17いり		循		4.62	天	クヌギ		2	-	-														
11	大正中津川	奥成川山	17林班いり	17いり		循		2.00	天	クヌギ		2	-	-														
12	大正中津川	奥成川山	17林班いり	17いり		循		5.85	天	クヌギ		2	-	-														
13	大正中津川	成川山	16林班い	16い		循		3.39	天	クヌギ		1	-	-														
14	大正中津川	成川山	16林班い	16い		循		4.14	天	クヌギ		1	-	-														
15	大正中津川	薄木山	13林班は	13は		循		5.00	人	クヌギ		22	336	25														
16	大正中津川	薄木山	13林班は	13は		循		10.00	人	クヌギ		22	790	50														
17	打井川	ヒラ	1517-4外3	104-04		循		2.20	人	ヒノキ	11.4	28	472	19														
18	江師	後口山	739-31外3	003-02		循		6.46	人	ヒノキ	12.8	33	1,663	55														
19	木屋ヶ内	シモヒラヤマ	645-1外4	029-04		循		13.17	人	ヒノキ	13.4	35	3,615	112														
20	大正	エハランモヤシ	1369-1	159-01		循		0.39	天	広		53	52	-														
21	大正	エハランモヤシ	1369-3	159-01		循		0.36	天	広		53	48	-														
22	大正	エハランモヤシ	1369-18	159-01		循		0.79	人	スギ	21.2	53	436	3														
23	大正	エハランモヤシ	1369-19	159-01		循		0.99	天	広		65	135	-														
24	大正	エハランモヤシ	1369-20	159-01		循		0.99	人	スギ	22.4	65	585	2														
25	大正	エハランモヤシ	1369-21	159-01		循		0.70	人	スギ	21.2	53	386	3														
26	大正	エハランモヤシ	1369-22	159-01		循		0.91	人	スギ	21.2	53	502	4														
27	大正	エハランモヤシ	1369-25	159-01		循		0.32	人	スギ	21.2	53	176	1														
28	大正	エハランモヤシ	1369-26	159-01		循		1.54	人	ヒノキ	18.1	53	641	11														
29	大正	エハランモヤシ	1369-27	159-01		循		1.55	人	ヒノキ	18.1	53	645	11														
30	大正	エハランモヤシ	1369-28	159-01		循		1.09	人	ヒノキ	18.1	53	454	8														
31	大正	エハランモヤシ	1369-29	159-01		循		1.43	人	スギ	21.2	53	788	6														
32	大正	エハランモヤシ	1369-30	159-01		循		1.94	人	スギ	21.2	53	1,070	8														
33	大正	エハランモヤシ	1369-31	159-01		循		0.71	人	スギ	21.2	53	391	3														
34	大正	エハランモヤシ	1369-32	159-01		循		1.08	人	ヒノキ	18.1	53	450	8														
35	大正	ヒノヤマ	1370-1	158-01		循		0.99	人	スギ	21.2	53	546	-														
36	大正	ヒノヤマ	1370-7	158-01		循		1.05	人	スギ	21.2	53	579	4														
37	大正	ヒノヤマ	1370-7	158-01		循		0.21	人	ヒノキ	18.1	53	87	2														
38	大正	ヒノヤマ	1370-9	158-01		循		0.49	人	ヒノキ	18.6	55	211	4														
39	大正	ヒノヤマ	1370-10	158-01		循		1.98	人	ヒノキ	18.6	55	854	15														
40	大正	ヒノヤマ	1370-11	158-01		循		1.93	人	ヒノキ	18.6	55	832	14														
41	大正	グンヤマ	1372	158-01		循		4.47	人	ヒノキ	18.6	55	1,927	33														
42	大正	ツエノウエ	1373-3	158-01		循		0.98	人	ヒノキ	19.8	60	457	7														
43	大正	ツエノウエ	1373-4	158-01		循		1.00	人	ヒノキ	19.8	60	466	7														
44	大正	ツエノウエ	1373-5	158-01		循		1.37	人	ヒノキ	19.8	60	639	10														
45	大正	ツエノウエ	1373-6	158-01		循		1.09	人	ヒノキ	19.8	60	508	8														
46	大正	ツエノウエ	1373-7	158-01		循		0.59	人	ヒノキ	19.8	60	275	4														
47	大正	ツエノウエ	1373-8	158-01		循		0.79	人	ヒノキ	19.8	60	368	6														
48	大正	ツエノウエ	1373-9	158-01		循		0.83	人	ヒノキ	19.8	60	387	6														
49	大正	ツエノウエ	1373-10	158-01		循		1.08	人	ヒノキ	19.8	60	504	8														
50	大正	ツエノウエ	1373-11	158-01		循		3.78	人	ヒノキ	19.8	60	1,763	27														
51	大正	ツエノウエ	1374外2	158-01		循		2.43	人	ヒノキ	13.1	34	646	21														
52	大正	コイテノタニ	1473-1外4	143-02		水	長	11.00	人	ヒノキ	13.4	35	3,020	94														
53	大正	コイテノタニ	1473-1外4	143-02		水	長	25.19	天	広		35	2,922	50														
54	大正	オオフジ	1481-1外5	143-01		水	長	30.33	人	ヒノキ	15.7	43	10,446	288														
55	大正	オオタニヒラ	1485-1外1	141-04		循		6.48	人	ヒノキ	12.8	33	1,668	55														



# 森林施業計画対象森林

認定請求者 大正町森林組合

no	所在場所(高岡郡四万十町)				森林所有者 氏名	森林の区分等		森林の現況							伐採計画				造林計画					備考			
	大字	字	地番	林班 小班		機能 別区分	施業 方法等	面積	人工林 天然林 の別	樹種ま たは林 相	樹高	林齢	立木 材積	年間成 長量	摘要	時期	主間 伐別	伐採方法		伐採 面積	伐採 立木 材積	時期	造林 方法		造林 樹種	造林 面積	植栽 本数
																		皆伐択 伐等の別	その他								
56	大正	オオタニヒラ	1486-20外1	141-03		水	長	2.71	人	ヒノキ	12.8	33	698	-													
57	大正	オオタニヒラ	1486-20外	141-03		水	長	9.74	天	広		33	1,091	19													
58	大正	オオタニヒラ	1486-24外2	141-03		水	長	2.00	人	ヒノキ	12.8	33	515	17													
59	大正	オオタニヒラ	1487-2外1	141-02		循		1.04	人	スギ	17.1	33	439	10													
60	大正	ツボノオ	1503-16外11	138-03		循		2.92	人	スギ	19.5	42	1,451	22		22	間		2.92	363							
61	大正	ツボノオ	1503-16外11	138-03		循		3.89	人	ヒノキ	15.4	42	1,303	37		22	間		3.89	326							
62	大正	ツボノオ	1503-50外21	139-02		循		7.02	人	ヒノキ	13.1	34	1,867	60													
63	大正	タケノノ	1399-17	155-02		循		0.22	天	広		48	29	-													
64	大正	タケノノ	1399-1外1	155-01		循		50.05	人	ヒノキ	14.5	39	15,390	410													水源のかん養
65	大正	ミナミソノヒラ	1493-38	140-02		水	長	12.09	人	ヒノキ	12.8	33	3,112	103													水源のかん養
66	大正	ミナミソノヒラ	1493-50外2	139-03		水	長	2.08	人	ヒノキ	12.8	33	535	18													水源のかん養
67	大正	ミナミソノヒラ	1493-66	139-03		水	長	0.15	天	マツ	18.2	65	45	-													水源のかん養
68	大正	ミナミソノヒラ	1493-68	139-03		水	長	0.15	天	マツ	18.2	65	45	-													水源のかん養
69	大正	ミナミソノヒラ	1493-69	139-03		水	長	0.15	天	マツ	18.2	65	45	-													水源のかん養
70	大正	ミナミソノヒラ	1493-70	139-03		水	長	0.15	天	マツ	18.2	65	45	-													水源のかん養
71	大正	ミナミソノヒラ	1493-72外33	139-03		水	長	36.54	人	ヒノキ	12.8	33	9,405	311													水源のかん養
72	江師	コイソミネ	795-27外3	062-01		循		3.84	人	ヒノキ	14.2	38	1,149	32													水源のかん養
73	江師	コイソミネ	795-82	062-01		循		1.30	天	広		50	173	-													
74	大正大奈路	コミノヤマ	1004-15	026-02		水	長	0.65	天	広		66	89	1													水源のかん養
75	大正大奈路	コミノヤマ	1004-19	026-01		水	長	15.16	人	ヒノキ	8.6	19	2,056	130													水源のかん養
76	大正大奈路	コミノヤマ	1004-19	026-01		水	長	4.12	天	広		49	548	4													水源のかん養
77	大正大奈路	コミノヤマ	1004-20外	026-02		水	長	52.16	人	ヒノキ	12.6	32	12,983	449													水源のかん養
78	芳川	シモタニヤマ	423-16外2	055-01		水	長	12.18	人	ヒノキ	13.1	34	3,240	105													水源のかん養
79	大正	オンカワ	1402-2外	154-01		水	長	14.00	人	スギ	19.7	43	5,646	102													水源のかん養
80	大正	オンカワ	1402-2外	154-01		水	長	14.78	人	ヒノキ	15.7	43	4,072	140													水源のかん養
81	希ノ川	ノイネサコ	368-1	137-03		循		1.52	人	ヒノキ	15.7	43	523	14													水源のかん養
82	希ノ川	ノイネサコ	368-1外	137-03		循		6.68	天	広		30	701	20													
83	希ノ川	ノイネサコ	368-14	137-02		循		1.28	人	ヒノキ	15.7	43	441	12													
84	希ノ川	ノイネサコ	368-8外4	137-02		循		1.13	人	スギ	20.8	50	609	6		22	間		1.13	152							
85	希ノ川	ノイネサコ	368-8外4	137-02		循		6.19	人	ヒノキ	17.4	50	2,441	48		22	間		6.19	610							
86	希ノ川	ノイネサコ	368-30	137-02		循		1.11	天	広		35	129	2													
87	希ノ川	キタハナノキ	370-13	137-01		循		1.80	天	広		35	209	-													
88	希ノ川	キタハナノキ	370-15	137-01		循		1.46	人	ヒノキ	15.7	43	503	14													
89	希ノ川	ノイネサコ	368-22	137-02		循		0.25	人	ヒノキ	15.7	43	86	2													
90	希ノ川	ノイネサコ	368-22	137-02		循		0.45	天	広		43	57	-													
91	希ノ川	ノイネサコ	368-11	137-03		循		0.13	天	広		43	17	-													
92	希ノ川	ノイネサコ	368-27	137-03		循		0.59	人	スギ	19.7	43	297	4													
93	希ノ川	ノイネサコ	368-27	137-03		循		0.80	人	ヒノキ	15.7	43	276	8													
94	希ノ川	オオヒラスソ	366-3	137-04		循		0.84	人	ヒノキ	13.1	34	223	-													
95	希ノ川	オオヒラスソ	366-24	137-04		循		0.22	人	ヒノキ	13.1	34	59	2													
96	希ノ川	オオヒラスソ	366-20	137-04		循		0.09	天	広		34	10	-													
97	希ノ川	オオヒラスソ	366-1	137-04		循		0.79	人	ヒノキ	14.8	40	249	7		23	間		0.79	62							
98	希ノ川	オオヒラスソ	366-1	137-04		循		1.03	天	広		40	128	1													
99	希ノ川	ナカヤブ	323-13	130-06		水	長	1.10	人	ヒノキ	15.1	41	358	10		23	間		1.10	72						土砂の流出の防備	
100	希ノ川	カヤカリ	339-12	131-03		循		0.22	天	広		41	28	-													
101	希ノ川	カヤカリ	339-11外1	131-03		循		0.74	人	ヒノキ	15.1	41	241	7													
102	希ノ川	イワイガミ	346-10外5	132-02		循		4.48	人	ヒノキ	15.1	41	1,457	43													
103	希ノ川	ナカモリ	329-1	134-01		循		1.70	天	広		41	213	2													
104	希ノ川	ヤケソ	356-16外1	134-04		循		3.73	人	ヒノキ	14.2	38	1,116	31		23	間		3.73	279							
105	希ノ川	ヤケソ	356-2外1	134-04		循		2.67	人	ヒノキ	13.7	36	755	22		23	間		2.67	189							
106	希ノ川	ヤケソ	356-2外1	134-04		循		0.88	人	スギ	18.0	36	396	7		23	間		0.88	99							
107	希ノ川	ヤケソ	356-1	134-04		循		4.31	人	ヒノキ	13.4	35	1,183	37		23	間		4.31	296							
108	希ノ川	ヤケソ	356-1	134-04		循		0.30	人	スギ	17.7	35	133	3		23	間		0.30	33							
109	希ノ川	ヤケソ	356-14	134-04		循		1.12	人	スギ	19.2	41	548	8		23	間		1.12	137							
110	希ノ川	ヤケソ	356-14	134-04		循		3.57	人	ヒノキ	15.1	41	1,161	34		23	間		3.57	290							



森林施業計画対象森林

認定請求者 大正町森林組合

no	所在場所(高岡郡四万十町)				森林所有者	森林の区分等		森林の現況						伐採計画				造林計画					備考							
	大字	字	地番	林班 小班	氏名	機能 別区分	施業 方法等	面積	人工林 天然林 の別	樹種ま たは林 相	樹高	林齢	立木 材積	年間成 長量	摘要	時期	主間 伐別	伐採方法		伐採 面積	伐採 立木 材積	時期		造林 方法	造林 樹種	造林 面積	植栽 本数			
																		皆伐択 伐等の別	その他											
111	希ノ川	ヤケツ	356-11外1	134-04		循		4.73	人	ヒノキ	13.4	35	1,298	40																
112	希ノ川	ノイネサコ	369-1外	137-01		循		0.34	人	スギ	19.7	43	171	2			22	間			0.34	43								
113	希ノ川	ノイネサコ	369-1外	137-01.03		循		3.18	人	ヒノキ	15.7	43	1,095	30			22	間			3.18	274								
114	希ノ川	ノイネサコ	368-24	137-02		循		1.80	人	ヒノキ	16.0	44	637	17			22	間			1.80	159								
115	希ノ川	ノイネサコ	368-24	137-02		循		1.88	人	スギ	19.9	44	962	14			22	間			1.88	241								
116	希ノ川	ミナハナノキ	371-5外1	136-02		循		3.64	人	ヒノキ	14.2	38	1,089	30			22	間			3.64	272								
117	希ノ川	キタハナノキ	370-12外1	137-01		循		0.18	人	スギ	19.7	43	91	1			22	間			0.18	23								
118	希ノ川	キタハナノキ	370-12外1	137-01.02		循		2.62	人	ヒノキ	15.7	43	902	25			22	間			2.62	226								
119	希ノ川	ヨコサコ	359-12	134-05		循		0.76	人	スギ	20.6	49	406	4			23	間			0.76	102								
120	市ノ又	サテヤマ	357-1外1	082-01		循		0.91	人	ヒノキ	11.1	27	187	8			23	間			0.91	47								
121	市ノ又	サテヤマ	357-1外1	082-01		循		0.20	人	スギ	17.7	35	88	2																
122	市ノ又	サテヤマ	357-1外1	082-01		循		2.80	天	広		42	353	3																
123	市ノ又	アサンリタニヤマ	353-3外	082-01		循		1.64	人	スギ	19.5	42	815	12			22	間			1.64	204								
124	市ノ又	アサンリタニヤマ	353-3外	082-01		循		2.14	人	ヒノキ	15.4	42	717	21			22	間			2.14	179								
125	市ノ又	アサンリタニヤマ	353-1外	082-01		循		1.31	人	スギ	21.7	57	746	9			22	間			1.31	187								
126	市ノ又	アサンリタニヤマ	353-1外	082-01		循		2.18	人	ヒノキ	19.1	57	971	-			22	間			2.18	243								
127	市ノ又	オクカクシヤマ	352-1外	082-02		循		1.48	人	スギ	21.1	52	810	6			22	間			1.48	203								
128	市ノ又	オクカクシヤマ	352-1外	082-01.02		循		4.94	人	ヒノキ	17.9	52	2,020	36			22	間			4.94	505								
129	市ノ又	オクカクシヤマ	351	082-02		循		0.65	人	ヒノキ	14.5	39	200	5			23	間			0.65	43								
130	市ノ又	イデノタニヤマ	350-4	082-02		循		0.45	人	ヒノキ	15.1	41	146	4			23	間			0.45	37								
131	市ノ又	イデノタニヤマ	350-3	082-02		循		0.34	人	ヒノキ	15.1	41	111	3			23	間			0.34	28								
132	市ノ又	イデノタニヤマ	350-3	082-02		循		0.17	人	広		41	21	-																
133	市ノ又	イデノタニヤマ	350-1	082-02		循		4.43	天	広		42	558	4																
134	市ノ又	イデノタニ	347-6	082-02		循		0.93	人	ヒノキ	16.0	44	329	9			23	間			0.93	82								
135	市ノ又	イデノタニ	347-6	082-02		循		0.33	人	スギ	19.9	44	169	2			23	間			0.33	42								
136	市ノ又	イデノタニ	347-6	082-02		循		0.10	人	広		44	13	-																
137	市ノ又	イデノタニ	347-6	082-02		循		2.81	人	ヒノキ	18.8	56	1,231	20																
138	市ノ又	イデノタニ	349	082-02		循		0.19	人	スギ	17.7	35	84	2																
139	大正	杉ノ畝	1365-1	159-04		循		8.67	人	ヒノキ	14.5	39	2,666	71			23	間			8.67	667								
140	大正	オシカワ	1401-1	154-03		循		8.79	人	ヒノキ	14.5	39	2,162	72																
141	大正	フルヤタニ	1395-10	156-02		循		1.62	人	ヒノキ	15.1	41	527	15																
142	大正	フルヤタニ	1395-14	156-02		循		2.11	人	ヒノキ	15.1	41	686	20																
143	大正	大平山	1391-3	157-01		循		1.58	人	スギ	19.5	42	785	12																
144	大正	ミノヒラ	1391-3外2	139-01		循		1.47	人	ヒノキ	15.1	41	478	14																
145	希ノ川	東畝	211-1外	134-02		循		0.28	人	スギ	18.5	38	130	2			22	間			0.28	33								
146	希ノ川	東畝	211-1外	134-02		循		0.38	人	ヒノキ	14.2	38	114	3			22	間			0.38	29								
147	希ノ川	オオヒラスソ	366-11	137-04		循		1.56	人	ヒノキ	17.1	49	603	12			23	間			1.56	151								
合 計								591.71					151,344	3,987									102.91	9403.6						



森林施業計画対象森林

別表

※資源循環利用林のうち長伐期施業対象箇所

no	所在場所(高岡郡四万十町)				森林所有者 氏名	森林の区分等		森林の現況							伐採計画					造林計画					備考		
	大字	字	地番	林班 小班		機能 別区分	施業 方法等	面積	人工林 天然林 の別	樹種ま たは林 相	樹高	林齢	立木 材積	年間成 長量	摘要	時期	主間 伐別	伐採方法		伐採 面積	伐採 立木 材積	時期	造林 方法	造林 樹種		造林 面積	植栽 本数
																		皆伐 等 の別	その他								
1	大正	コビ穴	83林班は	83は	循		4.25	天	クスギ		3	-	-														
2	下道	川平山	73林班ろ	73ろ	循		4.35	天	クスギ		11	122	17														
4	大正中津川	成川山	16林班い	16い	循		4.11	人	クスギ		26	382	12		24	主	皆		4.11	381							
5	大正中津川	奥成川山	17林班い	17い	循		8.51	人	クスギ		25	766	26		22	主	皆		8.51	766							
6	下道	下栃谷山	72林班いろ	72いろ	循		5.13	人	クスギ		25	462	15		25	主	皆		5.13	462							
7	下道	下栃谷山	72林班いろ	72いろ	循		1.51	人	クスギ		25	136	5		26	主	皆		1.51	136							
8	大正中津川	奥成川山	17林班いへ	17いへ	循		8.46	人	クスギ		24	736	34		23	主	皆		8.46	735							
9	木屋ヶ内	杉ノ尾山	12林班い	12い	循		6.55	人	クスギ		24	570	26														
10	大正中津川	奥成川山	17林班いり	17いり	循		4.62	天	クスギ		2	-	-														
11	大正中津川	奥成川山	17林班いり	17いり	循		2.00	天	クスギ		2	-	-														
12	大正中津川	奥成川山	17林班いり	17いり	循		5.85	天	クスギ		2	-	-														
13	大正中津川	成川山	16林班い	16い	循		3.39	天	クスギ		1	-	-														
14	大正中津川	成川山	16林班い	16い	循		4.14	天	クスギ		1	-	-														
15	大正中津川	薄木山	13林班は	13は	循		5.00	人	クスギ		22	336	25														
16	大正中津川	薄木山	13林班は	13は	循		10.00	人	クスギ		22	790	50														
17	打井川	ヒラ	1517-4外3	104-04	循		2.20	人	ヒノキ	11.4	28	472	19														
18	江師	後口山	739-31外3	003-02	循		6.46	人	ヒノキ	12.8	33	1,663	55														
19	木屋ヶ内	シモヒラヤマ	645-1外4	029-04	循		13.17	人	ヒノキ	13.4	35	3,615	112														
20	大正	エハラシモヤシキ	1369-1	159-01	循		0.39	天	広		53	52	-														
21	大正	エハラシモヤシキ	1369-3	159-01	循		0.36	天	広		53	48	-														
22	大正	エハラシモヤシキ	1369-18	159-01	循		0.79	人	スキ	21.2	53	436	3														
23	大正	エハラシモヤシキ	1369-19	159-01	循		0.99	天	広		65	135	-														
24	大正	エハラシモヤシキ	1369-20	159-01	循		0.99	人	スキ	22.4	65	585	2														
25	大正	エハラシモヤシキ	1369-21	159-01	循		0.70	人	スキ	21.2	53	386	3														
26	大正	エハラシモヤシキ	1369-22	159-01	循		0.91	人	スキ	21.2	53	502	4														
27	大正	エハラシモヤシキ	1369-25	159-01	循		0.32	人	スキ	21.2	53	176	1														
28	大正	エハラシモヤシキ	1369-26	159-01	循		1.54	人	ヒノキ	18.1	53	641	11														
29	大正	エハラシモヤシキ	1369-27	159-01	循		1.55	人	ヒノキ	18.1	53	645	11														
30	大正	エハラシモヤシキ	1369-28	159-01	循		1.09	人	ヒノキ	18.1	53	454	8														
31	大正	エハラシモヤシキ	1369-29	159-01	循		1.43	人	スキ	21.2	53	788	6														
32	大正	エハラシモヤシキ	1369-30	159-01	循		1.94	人	スキ	21.2	53	1,070	8														
33	大正	エハラシモヤシキ	1369-31	159-01	循		0.71	人	スキ	21.2	53	391	3														
34	大正	エハラシモヤシキ	1369-32	159-01	循		1.08	人	ヒノキ	18.1	53	450	8														
35	大正	ヒノヤマ	1370-1	158-01	循		0.99	人	スキ	21.2	53	546	-														
36	大正	ヒノヤマ	1370-7	158-01	循		1.05	人	スキ	21.2	53	579	4														
37	大正	ヒノヤマ	1370-7	158-01	循		0.21	人	ヒノキ	18.1	53	87	2														
38	大正	ヒノヤマ	1370-9	158-01	循		0.49	人	ヒノキ	18.6	55	211	4														
39	大正	ヒノヤマ	1370-10	158-01	循		1.98	人	ヒノキ	18.6	55	854	15														
40	大正	ヒノヤマ	1370-11	158-01	循		1.93	人	ヒノキ	18.6	55	832	14														
41	大正	ゲンヤマ	1372	158-01	循		4.47	人	ヒノキ	18.6	55	1,927	33														
42	大正	ツエノウエ	1373-3	158-01	循		0.98	人	ヒノキ	19.8	60	457	7														
43	大正	ツエノウエ	1373-4	158-01	循		1.00	人	ヒノキ	19.8	60	466	7														
44	大正	ツエノウエ	1373-5	158-01	循		1.37	人	ヒノキ	19.8	60	639	10														
45	大正	ツエノウエ	1373-6	158-01	循		1.09	人	ヒノキ	19.8	60	508	8														
46	大正	ツエノウエ	1373-7	158-01	循		0.59	人	ヒノキ	19.8	60	275	4														
47	大正	ツエノウエ	1373-8	158-01	循		0.79	人	ヒノキ	19.8	60	368	6														
48	大正	ツエノウエ	1373-9	158-01	循		0.83	人	ヒノキ	19.8	60	387	6														
49	大正	ツエノウエ	1373-10	158-01	循		1.08	人	ヒノキ	19.8	60	504	8														
50	大正	ツエノウエ	1373-11	158-01	循		3.78	人	ヒノキ	19.8	60	1,763	27														
51	大正	ツエノウエ	1374外2	158-01	循		2.43	人	ヒノキ	13.1	34	646	21														
55	大正	オオタニヒラ	1485-1外1	141-04	循		6.48	人	ヒノキ	12.8	33	1,668	55														
59	大正	オオタニヒラ	1487-2外1	141-02	循		1.04	人	スキ	17.1	33	439	10														
60	大正	ツボノオ	1503-16外11	138-03	循		2.92	人	スキ	19.5	42	1,451	22		22	間			2.92	363							
61	大正	ツボノオ	1503-16外11	138-03	循		3.89	人	ヒノキ	15.4	42	1,303	37		22	間			3.89	326							
62	大正	ツボノオ	1503-50外21	139-02	循		7.02	人	ヒノキ	13.1	34	1,867	60														





森林施業計画対象森林

別表

※資源循環利用林のうち長伐期施業対象箇所

no	所在場所(高岡郡四万十町)				森林所有者 氏名	森林の区分等		森林の現況							伐採計画					造林計画					備考		
	大字	字	地番	林班 小班		機能 別区分	施業 方法等	面積	人工林 天然林 の別	樹種ま たは林 相	樹高	林齢	立木 材積	年間成 長量	摘要	時期	主間 伐別	伐採方法		伐採 面積	伐採 立木 材積	時期	造林 方法	造林 樹種		造林 面積	植栽 本数
																		皆伐択 伐等の別	その他								
133	市ノ又	イデノタニヤマ	350-1	082-02	循		4.43	天	広		42	558	4														
134	市ノ又	イデノタニ	347-6	082-02	循		0.93	人	ヒノキ	16.0	44	329	9		23	間			0.93	82							
135	市ノ又	イデノタニ	347-6	082-02	循		0.33	人	スキ	19.9	44	169	2		23	間			0.33	42							
136	市ノ又	イデノタニ	347-6	082-02	循		0.10	人	広		44	13	-														
137	市ノ又	イデノタニ	347-6	082-02	循		2.81	人	ヒノキ	18.8	56	1,231	20														
138	市ノ又	イデノタニ	349	082-02	循		0.19	人	スキ	17.7	35	84	2														
139	大正	杉ノ畝	1365-1	159-04	循		8.67	人	ヒノキ	14.5	39	2,666	71		23	間			8.67	667							
140	大正	オシカワ	1401-1	154-03	循		8.79	人	ヒノキ	14.5	39	2,162	72														
141	大正	フルヤタニ	1395-10	156-02	循		1.62	人	ヒノキ	15.1	41	527	15														
142	大正	フルヤタニ	1395-14	156-02	循		2.11	人	ヒノキ	15.1	41	686	20														
143	大正	大平山	1391-3	157-01	循		1.58	人	スキ	19.5	42	785	12														
144	大正	ミソヒラ	1391-3外2	139-01	循		1.47	人	ヒノキ	15.1	41	478	14														
145	希ノ川	東畝	211-1外	134-02	循		0.28	人	スキ	18.5	38	130	2		22	間			0.28	33							
146	希ノ川	東畝	211-1外	134-02	循		0.38	人	ヒノキ	14.2	38	114	3		22	間			0.38	29							
147	希ノ川	オオヒラスソ	366-11	137-04	循		1.56	人	ヒノキ	17.1	49	603	12		23	間			1.56	151							



(記載注意事項)

1. 認定請求者の欄は、共同して森林施業計画を作成する場合にのみ記載し、また、認定請求者が当該森林の森林所有者以外のものである場合には、森林所有者欄に当該森林所有者名を記載する。ただし、認定請求者が当該森林の森林所有者である場合には、森林所有者欄の記載は要しない。
2. 森林所在場所の記載は、同一地番の森林については、その現況を異にするものがある場合、又は、森林の現況は同じであるが森林施業計画の期間内の施業を異にするものがある場合には、その同一地番の森林をその現況又は施業を異にするものごとに区分し、その区分した森林につき連続番号を付してこれを地番の欄に併記する。  
(その区分した森林が森林簿の林班、小班に一致するときは、その林班、小班の記号を用いる。)
3. 森林の区分等の欄の機能別区分の欄には、資源の循環利用林にあつては(循)、水土保持林にあつては(水)、森林と人との共生林にあつては(共)と記載する。
4. 森林の区分等の欄の施業方法等の欄には、水土保持林の区域のうち、複層林施業を推進すべき森林として市町村森林整備計画において定められている森林にあつては(複)、長伐期施業を推進すべき森林として市町村森林整備計画において定められている森林にあつては(長)と記載し、森林と人との共生林の区域のうち、特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林として市町村森林整備計画において定められている森林にあつては(育)、風害等を防備するための森林その他の特に带状に残存すべき森林として市町村森林整備計画に定められている森林にあつては(帯)、広葉樹等転換を必要とする森林として市町村森林整備計画に定められている森林については(転)と記載する。
5. 森林の現況の欄(面積の欄及び人工林天然林の別の欄を除く。)、伐採計画の欄及び造林計画の欄には、複層林施業を推進すべき森林として市町村森林整備計画において定められている森林にあつては上層木、下層木等の層ごと区分して、特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林として市町村森林整備計画において定められている森林にあつては特定広葉樹の樹種と一般樹種(規則第13条第2項第9号に規定する一般樹種をいう。)ごとに区分して、それぞれ複数の段に分けて記載する。
6. 面積の記載は、ヘクタールを単位とし、小数第2位にとどめ、第3位を四捨五入する。
7. 材積は、立方メートルを単位とし、小数第1位を四捨五入する。
8. 本数は、ヘクタール当りの本数を記載する。
9. 樹種又は林相の欄には、スギ、ヒノキ、カラマツ、クヌギ等の樹種を記載するとともに、針葉樹林にあつては(針)と、広葉樹林にあつては(広)と、混交林にあつては(混)と、竹林にあつては(竹)と、未立木地にあつては(未)と、伐採跡地にあつては(跡)と、湿地、風衝地等の更新困難地にあつては、(湿困)、(風困)等と記載する。

10. 樹高は、規則第10条第1号に規定する計画的伐採対象森林の人工林について記載する。林齢は、更新年度を第1年として計算するものとする。年齢の異なる立木が混在する森林のうち複層林等で、林齢の区分が明確な森林にあっては、上層木、下層木等に区分して、層ごとに樹種又は林相、林齢及び立木材積を記載する。林齢の区分が明確でない森林については、林齢は、その異なる立木の年齢の平均値とし、あわせてその異なる年齢の範囲を併記する。
11. 摘要欄には、地域森林計画において要整備森林とされている森林、市町村森林整備計画において立木の伐採方法を特定されている森林及び要間伐森林とされている森林、防風林等農地又は林地の保護のための森林、試験林等、その他施業上特殊な取扱いをする森林についてその旨を記載する。
12. 時期は、1年間を超えない期間とする。この際、森林施業計画の対象とする森林の森林所有者が租税特別措置法第30条の2の適用を受けようとする個人である場合にあっては歴年ごとに区分する。
13. 伐採方法の皆伐択伐等の別は、間伐にあっては単木、列状等選木方法を記載する。また、伐採方法のその他は、択伐率、間伐率等を記載する。
14. 造林方法は、人工造林、ぼうが更新、天然下種更新等を記載する。なお、再造林の場合は（再）と、拡大造林の場合は（拡）と記載する。また、天然更新補助作業を行う場合は（補助）と記載する。
15. 2以上の市町村にわたるものにあつては、市町村ごとに小計して別業とし、都道府県ごとに再計して合計を記載する。
16. 伐採計画、造林計画についての合計欄は、資源の循環利用林及び水土保持林並びに森林と人との共生林の森林の区分及び時期ごとに再計し合計を記載する。
17. 備考欄には、地域森林計画において要整備森林とされている場合には、同計画に定められている実施すべき伐採及び造林の時期を、市町村森林整備計画において、要間伐森林とされている場合には同計画に定められている実施すべき間伐の時期を記載する。また、災害による被災森林について復旧の施業を行うために当該施業に先だつて行う計画変更にあつてはその旨を、災害その他やむを得ない理由により森林施業計画において定められている施業ができなかった場合又は当該森林施業計画において定められていない施業を行った場合には、その旨を記載する。さらに、水土保持林及び森林と人との共生林の区域内に存する森林のうち、皆伐による伐採を計画する森林（特に帯状に残存すべき森林として市町村森林整備計画において定められている森林にあっては、主伐として伐採を計画する森林）がある場合は、通し番号を記載し、別途添付する当該森林の区域を示した図面における表示と一致させる。

## (2) 伐採計画及び造林計画の再計

(単位：m<sup>3</sup>・ha)

時 期	伐 採 計 画		造 林 計 画		備 考
	伐採立木材積	間伐面積	造林面積	うち植栽	
I	5,035	42.12			
II	3,389	33.07			
III	382	0.00			
IV	462	0.00			
V	136	0.00			
VI					
計	9,404	75.19			

(記載注意事項)

1. (1) の伐採計画及び造林計画について、時期ごとに再計し記載する。
2. 2以上の市町村にわたるものにあつては、市町村ごとに小計して別葉とし、都道府県ごとに再計して記載する。

## 3 保育計画

保育の種類別計画

保育の種類	面 積 (ha)	備 考
下刈	98.69	
つる切り		
除伐	74.08	
合 計	172.77	

(記載注意事項)

1. 面積の記載はヘクタールを単位とし、少数第2位にとどめ、第3位を四捨五入する。
2. 2以上の市町村にわたるものにあつては、市町村ごとに小計して別葉とし、合計欄は、都道府県ごとに再計して合計を記載すること。
3. 保育の種類は必要に応じ追加して記載すること。

#### 4 要整備森林又は要間伐森林とされている森林の保育、その他の施業の計画

要間伐森林 要整備森林又は						施業の区分	施業の種類	面積 ha	時期	認定請求者	備考
	都道府県	市町村	大字 字	地番	森林所有者名						
	該当なし										
	合 計										

##### (記載注意事項)

1. 地域森林計画において要整備森林とされている森林及び市町村森林整備計画において要間伐森林とされている森林の保育、その他の施業の計画を記載する。
2. 森林所在場所の記載は、同一地番の森林については、その森林の現況を異にするものがある場合、又は、森林の現況は同じであるが森林施業計画の期間内の施業を異にするものがある場合には、その同一地番の森林をその現況又は施業を異にするものごとに区分し、その区分した森林につき連続番号を付してこれを地番の欄に併記する。(その区分した森林が森林簿の林班、小班に一致するときは、その林班、小班の記号を用いる。)
3. 施業の区分は保育、その他とする。
4. 施業の種類は、保育についてはつる切、除伐等、その他については病虫害の防除等、地域森林計画又は市町村森林整備計画において定められている実施すべき施業の方法とする。
5. 面積は、ヘクタールを単位とし、少数第2位にとどめ、第3位を四捨五入するとともに、施業の種類ごとに細計、施業の区分ごとに小計を、森林の区分ごとに計を記載する。
6. 2以上の市町村にわたるものにあつては、市町村ごとに小計して別葉とし、都道府県ごとに再計して合計を記載する。
7. 認定請求者の欄は、共同して森林施業計画を作成する場合にあつては、認定請求者が当該森林の森林所有者以外の者(長期の施業受託者等)である場合に、当該認定請求者名を記載する。
8. 備考欄には、地域森林計画又は市町村森林整備計画に定められている実施すべき施業の時期を記載する。



5 森林施業の共同化に関する事項（共同して森林施業計画を作成する場合にのみ記載する。）

(1) 共同して行う施業の種類及びその実施の方法

計画期間中に行う施業は、間伐だけの場合は、間伐と除伐は同一事業体に共同発注し、ロットを確保し、コストを下げる。

(記載注意事項)

森林施業計画の計画期間中に共同で実施する施業の種類及び労務の相互提供の林業事業体等への共同による発注方法、種苗その他の資材の共同購入方法、その実施の方法等を記載する。

(2) その他森林施業の共同化に関する事項

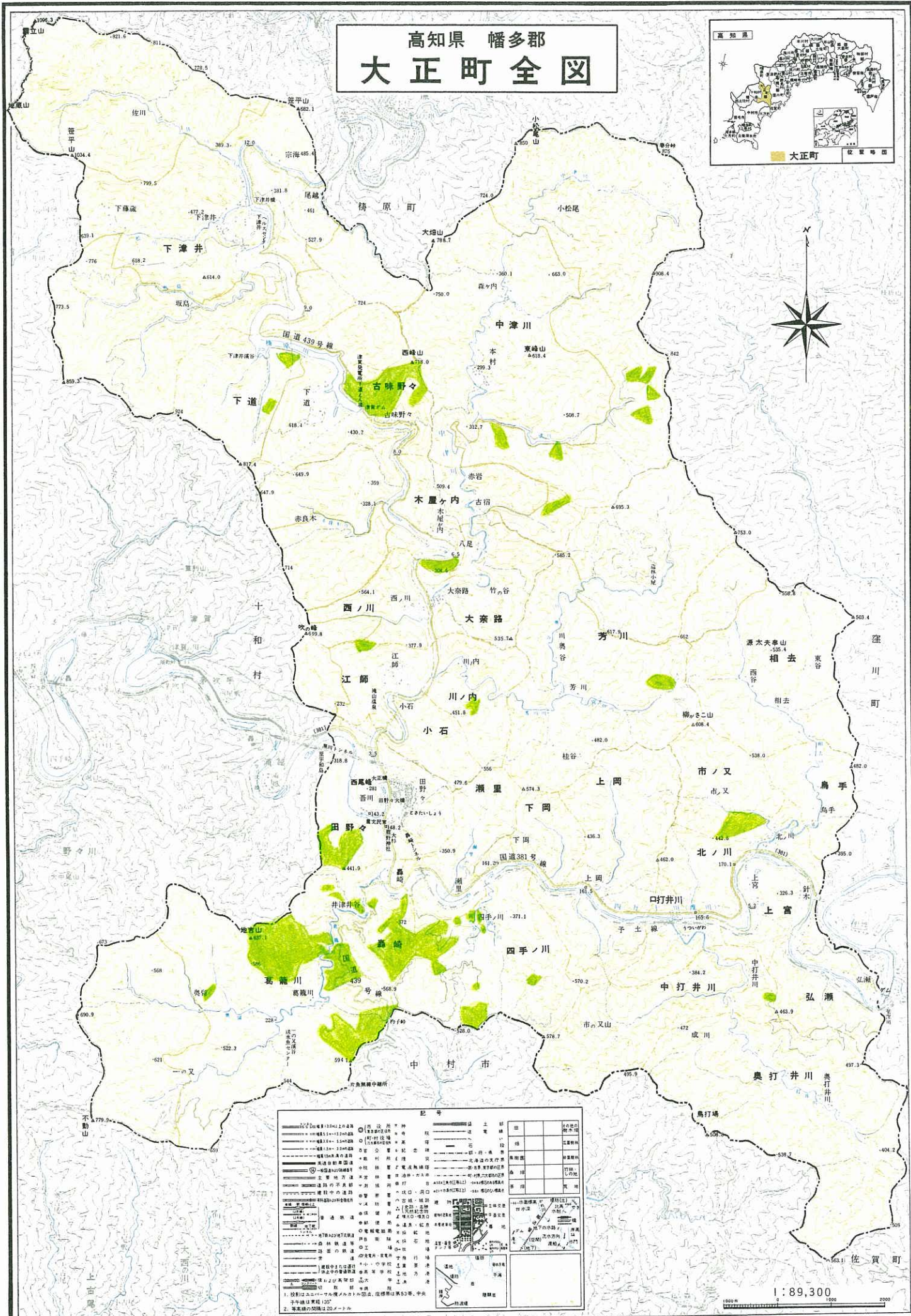
なし

(記載注意事項)

作業道、土場、作業場等の施設の設置および維持運営の方法ならびに利用に関する事項その他(1)に記載された施業の共同実施の実効性を担保するための措置について記載する。



# 高知県 幡多郡 大正町全図



記号	
1. 20m以上の急傾斜地	2. 20m以上の急傾斜地
3. 20m以上の急傾斜地	4. 20m以上の急傾斜地
5. 20m以上の急傾斜地	6. 20m以上の急傾斜地
7. 20m以上の急傾斜地	8. 20m以上の急傾斜地
9. 20m以上の急傾斜地	10. 20m以上の急傾斜地
11. 20m以上の急傾斜地	12. 20m以上の急傾斜地
13. 20m以上の急傾斜地	14. 20m以上の急傾斜地
15. 20m以上の急傾斜地	16. 20m以上の急傾斜地
17. 20m以上の急傾斜地	18. 20m以上の急傾斜地
19. 20m以上の急傾斜地	20. 20m以上の急傾斜地
21. 20m以上の急傾斜地	22. 20m以上の急傾斜地
23. 20m以上の急傾斜地	24. 20m以上の急傾斜地
25. 20m以上の急傾斜地	26. 20m以上の急傾斜地
27. 20m以上の急傾斜地	28. 20m以上の急傾斜地
29. 20m以上の急傾斜地	30. 20m以上の急傾斜地
31. 20m以上の急傾斜地	32. 20m以上の急傾斜地
33. 20m以上の急傾斜地	34. 20m以上の急傾斜地
35. 20m以上の急傾斜地	36. 20m以上の急傾斜地
37. 20m以上の急傾斜地	38. 20m以上の急傾斜地
39. 20m以上の急傾斜地	40. 20m以上の急傾斜地
41. 20m以上の急傾斜地	42. 20m以上の急傾斜地
43. 20m以上の急傾斜地	44. 20m以上の急傾斜地
45. 20m以上の急傾斜地	46. 20m以上の急傾斜地
47. 20m以上の急傾斜地	48. 20m以上の急傾斜地
49. 20m以上の急傾斜地	50. 20m以上の急傾斜地
51. 20m以上の急傾斜地	52. 20m以上の急傾斜地
53. 20m以上の急傾斜地	54. 20m以上の急傾斜地
55. 20m以上の急傾斜地	56. 20m以上の急傾斜地
57. 20m以上の急傾斜地	58. 20m以上の急傾斜地
59. 20m以上の急傾斜地	60. 20m以上の急傾斜地
61. 20m以上の急傾斜地	62. 20m以上の急傾斜地
63. 20m以上の急傾斜地	64. 20m以上の急傾斜地
65. 20m以上の急傾斜地	66. 20m以上の急傾斜地
67. 20m以上の急傾斜地	68. 20m以上の急傾斜地
69. 20m以上の急傾斜地	70. 20m以上の急傾斜地
71. 20m以上の急傾斜地	72. 20m以上の急傾斜地
73. 20m以上の急傾斜地	74. 20m以上の急傾斜地
75. 20m以上の急傾斜地	76. 20m以上の急傾斜地
77. 20m以上の急傾斜地	78. 20m以上の急傾斜地
79. 20m以上の急傾斜地	80. 20m以上の急傾斜地
81. 20m以上の急傾斜地	82. 20m以上の急傾斜地
83. 20m以上の急傾斜地	84. 20m以上の急傾斜地
85. 20m以上の急傾斜地	86. 20m以上の急傾斜地
87. 20m以上の急傾斜地	88. 20m以上の急傾斜地
89. 20m以上の急傾斜地	90. 20m以上の急傾斜地
91. 20m以上の急傾斜地	92. 20m以上の急傾斜地
93. 20m以上の急傾斜地	94. 20m以上の急傾斜地
95. 20m以上の急傾斜地	96. 20m以上の急傾斜地
97. 20m以上の急傾斜地	98. 20m以上の急傾斜地
99. 20m以上の急傾斜地	100. 20m以上の急傾斜地

1:89,300  
0 1000 2000